

## 令和7年度における中部地区の取適法の運用状況等について

令和8年6月25日  
公正取引委員会事務総局  
中部事務所

### 第1 取適法の運用状況

下請代金支払遅延等防止法（下請法）は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号。以下「下請法等改正法」という。）の施行により、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）と改められた。以下では、下請法等改正法の施行日（令和8年1月1日）より前に処理した下請法違反事件についても、特に断りのない限り、その適用法条の解説部分等において、現行の取適法において対応する条文を用いるなどしている。

#### 1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、中小受託取引の性格上、中小受託事業者からの取適法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、委託事業者及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、中部事務所管内（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の委託事業者7,944名（製造委託等<sup>（注1）</sup>5,750名、役務委託等<sup>（注2）</sup>2,194名）及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者38,247名（製造委託等28,661名、役務委託等9,586名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）令和6年度以前においては情報成果物作成委託及び役務提供委託を、令和7年度においては情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

年度	区分	委託事業者調査（名）		中小受託事業者調査（名）	
		全国	中部	全国	中部
令和7年度		65,000	7,944	300,000	38,247
	製造委託等	39,851	5,750	188,831	28,661
	役務委託等	25,149	2,194	111,169	9,586
令和6年度		90,000	11,000	330,000	40,785
	製造委託等	53,144	7,305	214,316	30,513
	役務委託等	36,856	3,695	115,684	10,272
令和5年度		80,000	9,706	330,000	45,210
	製造委託等	46,900	6,212	199,138	32,427
	役務委託等	33,100	3,494	130,862	12,783

## 2 取適法違反被疑事件の処理状況

### (1) 取適法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

#### ア 新規着手状況

新規に着手した取適法違反被疑事件は832件（製造委託等631件、役務委託等201件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が委託事業者及び中小受託事業者を対象に行った定期調査によるものが796件（製造委託等598件、役務委託等198件）、中小受託事業者等からの申告によるものが34件（製造委託等31件、役務委託等3件）、中小企業庁長官からの措置請求によるものが2件（製造委託等2件）である。

#### イ 処理状況

取適法違反被疑事件として処理した件数は829件（製造委託等628件、役務委託等201件）であり、このうち、822件（製造委託等621件、役務委託等201件）について取適法第10条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が6件（製造委託等6件）、指導が816件（製造委託等615件、役務委託等201件）である。

勧告事件の概要は別紙1、指導を行った主な事件の概要は別紙2、措置件数の県ごとの内訳は別紙3のとおりである。

第2表 取適法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区分 年度		新規着手件数				処理件数				
		定期調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
						勧告	指導	小計		
令和7年度	全国	8,156	161	9	8,326	39	8,261	8,300	30	8,330
	中部	796	34	2	832	6	816	822	7	829
製造委託等	全国	5,264	125	9	5,398	37	5,337	5,374	22	5,396
	中部	598	31	2	631	6	615	621	7	628
役務委託等	全国	2,892	36	0	2,928	2	2,924	2,926	8	2,934
	中部	198	3	0	201	0	201	201	0	201
令和6年度	全国	8,152	119	1	8,272	21	8,230	8,251	55	8,306
	中部	788	20	0	808	3	804	807	2	809
製造委託等	全国	5,369	85	1	5,455	17	5,420	5,437	31	5,468
	中部	602	18	0	620	3	615	618	2	620
役務委託等	全国	2,783	34	0	2,817	4	2,810	2,814	24	2,838
	中部	186	2	0	188	0	189	189	0	189
令和5年度	全国	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
	中部	795	14	0	809	1	808	809	6	815
製造委託等	全国	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
	中部	625	11	0	636	1	635	636	3	639
役務委託等	全国	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
	中部	170	3	0	173	0	173	173	3	176

## (2) 取適法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を取適法違反行為の類型別にみると、合計で1,556件となっており、このうち、製造委託等に係るものが1,198件、役務委託等に係るものが358件となっている。

イ 発注内容等の明示義務等を定めた手続規定違反（取適法第4条、第7条又は第12条違反）は799件（類型別件数の合計の51.3%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが609件、役務委託等に係るものが190件となっている。

ウ 委託事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（取適法第5条違反）は757件（類型別件数の合計の48.7%）である。その内訳は、①製造委託等代金<sup>(注)</sup>の支払遅延が275件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の36.3%）、②製造委託等代金の減額が204件（同26.9%）③買ったたきが112件（同14.8%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は589件であり、その内訳は、①製造委託等代金の支払遅延が199件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の33.8%）、②製造委託等代金の減額が153件（同26.0%）、③買ったたきが94件（同16.0%）等と

なっている。

- (イ) 役務委託等に係る実体規定違反は 168 件であり、その内訳は、①製造委託等代金の支払遅延が 76 件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 45.2%）、②製造委託等代金の減額が 51 件（同 30.4%）、③買ったたきが 18 件（同 10.7%）等となっている。

（注）製造委託等及び役務委託等の代金をいう。以下同じ。

第3表 取適法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定違反				実体規定違反												合計
		明示義務	書類等の作成・保存義務	虚偽報告	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
令和7年度	全国	6,242	644	1	6,887	32	3,787	1,323	52	1,006	23	74	145	454	332	0	7,228	14,115
	中部	690	109	0	799	6	275	204	8	112	4	9	11	53	75	0	757	1,556
製造委託等	全国	4,209	399	1	4,609	27	2,283	923	49	630	16	69	135	386	242	0	4,760	9,369
	中部	533	76	0	609	5	199	153	8	94	4	9	9	52	56	0	589	1,198
役務委託等	全国	2,033	245	0	2,278	5	1,504	400	3	376	7	5	10	68	90	0	2,468	4,746
	中部	157	33	0	190	1	76	51	0	18	0	0	2	1	19	0	168	358
令和6年度	全国	5,944	633	3	6,580	42	4,094	1,263	17	852	39	73	309	408	80	0	7,177	13,757
	中部	595	63	0	658	5	274	136	4	127	6	13	30	35	9	0	639	1,297
製造委託等	全国	4,057	414	2	4,473	37	2,570	948	16	507	24	71	294	350	53	0	4,870	9,343
	中部	460	53	0	513	5	195	112	4	89	5	13	28	30	6	0	487	1,000
役務委託等	全国	1,887	219	1	2,107	5	1,524	315	1	345	15	2	15	58	27	0	2,307	4,414
	中部	135	10	0	145	0	79	24	0	38	1	0	2	5	3	0	152	297
令和5年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463
	中部	645	66	0	711	7	341	149	1	138	5	4	25	47	6	0	723	1,434
製造委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
	中部	519	47	0	566	7	266	123	0	104	3	4	25	41	5	0	578	1,144
役務委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
	中部	126	19	0	145	0	75	26	1	34	2	0	0	6	1	0	145	290

（注1）1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

（注2）下請法等改正法の施行により、取適法適用対象取引においては手形による代金支払が禁止されたことに伴い、割引困難手形の禁止に係る規定は削除された。

### (3) 中小受託事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和7年度においては、中小受託事業者が被った不利益について、委託事業者13名<sup>(注1)</sup>から、中小受託事業者523名<sup>(注1)</sup>に対し、製造委託等代金の減額分の支払等、総額1億5695万円<sup>(注2)</sup>相当の原状回復が行われた。

（注1）委託事業者数及び中小受託事業者数は延べ数である。

（注2）原状回復額は、後記ウの令和7年度及び令和5年度の「中部」分を除き、原則として1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

ア 不当な経済上の利益の提供要請事件においては、委託事業者7名から、中小受託事業者126名に対し、5297万円の利益提供分の金銭が支払われた（第4表参照）。

第4表 不当な経済上の利益の提供要請事件における利益提供分の金銭の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 委託事業者数	支払を受けた 中小受託事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
	中部	7名	126名	5297万円
令和6年度	全国	17名	327名	1億8959万円
	中部	2名	29名	2498万円
令和5年度	全国	14名	201名	4770万円
	中部	1名	9名	258万円

イ 製造委託等代金の減額事件においては、委託事業者4名から、中小受託事業者395名に対し、1億397万円の減額分の金銭が支払われた（第5表参照）。

第5表 製造委託等代金の減額事件における減額分の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 委託事業者数	支払を受けた 中小受託事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
	中部	4名	395名	1億397万円
令和6年度	全国	52名	1,117名	10億164万円
	中部	11名	238名	1183万円
令和5年度	全国	57名	3,747名	33億2274万円
	中部	4名	48名	6297万円

ウ 製造委託等代金の支払遅延事件においては、委託事業者2名から、中小受託事業者2名に対し、349円の遅延利息等の金銭が支払われた（第6表参照）。

第6表 製造委託等代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 委託事業者数	支払を受けた 中小受託事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
	中部	2名	2名	349円
令和6年度	全国	65名	1,411名	5678万円
	中部	7名	39名	583万円
令和5年度	全国	87名	1,800名	2億4795万円
	中部	2名	10名	3,210円

## 第2 中小事業者等の取引適正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の適正化を目的として、取適法及び優越的地位の濫用規制（以下「取適法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和7年度の状況は次のとおりである。

### 1 取適法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、取適法等に係る相談を受け付けている。

令和7年度においては、中部事務所では4,853件の相談に対応した（令和6年度の2,572件から2,281件増加）。

### 2 取引適正化協力委員

公正取引委員会は、取適法等の効果的な運用に資するため、各地域の取引等の実情に詳しい中小事業者等に取引適正化協力委員を委嘱している。令和7年度における中部事務所管内の取引適正化協力委員（定員）は20名である。

令和7年度においては、取適法施行に向けた準備状況、買いたたき規制、物流事業者との取引や知的財産取引に関する実態などについて意見聴取を行った。

### 3 コンプライアンス確立への積極的支援

中部事務所では、取適法の周知のため、中部事務所管内の各県での事業者向け説明会の主催、関係省庁と連携した特定業種向け説明会への講師派遣、中小事業者団体向けの広報・広聴企画の開催などの取組を実施した。また、岐阜県、愛知県及び三重県でのよろず支援拠点等における個別相談会も実施した。

また、改正した労務費転嫁指針について、地方版政労使会議にて説明を行った。

## 令和7年度における勧告事件（6件）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
自動車用部品の製造販売業 (R7.7.16 勧告)	<p>いづみ工業(株)は、遅くとも令和5年10月1日から令和7年4月30日までの間、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型及び治具について、当該金型等を用いて製造する自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者9名に対し、合計1570個）。</p> <p>いづみ工業(株)は勧告前に、下請事業者8名（下請事業者9名のうち1名は死亡）に対し、協議を行った上で、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額580万7447円を支払っている。</p>	下請法第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
自動車用部品等の製造販売業 (R7.9.19 勧告)	<p>(株)ジェイテクトは、令和4年12月から令和6年11月までの間、下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、(株)ジェイテクトが実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>減額金額は、下請事業者373名に対し、総額177万7512円であり、(株)ジェイテクトは勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。</p>	下請法第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止)
自動車用部品等の製造業 (R7.12.8 勧告)	<p>(株)スニックは、自社が製造を請け負う自動車用部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、</p> <p>(1) 遅くとも令和6年3月以降、下請事業者に製造を委託した自動車用部品等について、量産が終了し、発注数量が大幅に減少して1個当たりの製造に要する費用が大幅に増加することが明らかであったにもかかわらず、下請事業者10名と単価の見直しについて協議することなく、一方的に量産時の発注数量を前提とした単価で下請代金の額を定めた。</p> <p>(2) 遅くとも令和6年3月以降、(株)スニックが下請事業者に貸与している金型又は治具（以下「金型等」という。）を用いて製造する自動車用部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者14名に対し、合計880個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	<p>下請法第4条第1項第5号(買いたたきの禁止)</p> <p>下請法第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)</p>

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
電動工具等の製造販売業 (R7. 12. 16 勧告)	<p>(株)マキタは、遅くとも令和6年1月1日から令和7年9月30日までの間、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型について、当該金型を用いて製造する電動工具の部品等の製造に係る発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者 84 名に対し、合計 3214 個）。</p> <p>(株)マキタは勧告前に、下請事業者 84 名に対し、協議を行った上で、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額 2616 万 5689 円を支払っている。</p>	下請法第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
菓子等の製造販売業 (R8. 2. 2 勧告)	<p>(株)長登屋は令和6年9月から令和7年9月までの間、次のア及びイの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>ア 「値引A」の額 イ 「値引B」の額</p> <p>減額金額は、下請事業者 13 名に対し、総額 5475 万 5701 円であり、(株)長登屋は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。</p>	旧下請法第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止)
自動車用部品の製造販売業 (R8. 3. 17 勧告)	<p>(1) (株)松尾製作所は、遅くとも令和6年6月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型、治具及び機械設備について、当該金型等を用いて製造する自動車用部品の製造に係る発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者 12 名に対し、合計 759 個）。</p> <p>(2) (株)松尾製作所は、下請事業者に対して製品の原材料を販売している（以下この販売された原材料を「有償支給原材料」という。）ところ、令和6年11月から令和7年7月までの間、「評価替え」として、有償支給原材料の単価改定を行い、下請事業者に対し、改定前後の単価の差額に、下請事業者が在庫として保管している有償支給原材料及び有償支給原材料を使用して製造された製品の重量を乗じて得た額での金銭を自己のために提供させた。</p> <p>(株)松尾製作所は勧告前に、上記(1)について、下請事業者 12 名に対し、無償保管を行わせたことによる費用相当額の一部である 116 万 5092 円を支払っている。また、(株)松尾製作所は勧告前に、上記(2)について、下請事業者 6 名に対し、総額 4495 万 7304 円を下請事業者を支払っている。</p>	旧下請法第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

(注) 実際に適用した法律等を記載しており、下請法等改正法の施行後に下請法を適用した事件は「旧下請法」と記載している。

**1 受領拒否の禁止（下請法第4条第1項第1号）**

- 金属製品の製造を下請事業者に委託しているA社は、発注した製品のうち一部数量が不要になったこと及び顧客からA社への発注が取り消されたことを理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領していなかった。

**2 下請代金の支払遅延の禁止（下請法第4条第1項第2号）**

- 電気機械器具の製造を下請事業者に委託しているB社は、検査等に要する期間を考慮せず下請代金の支払制度を定めているため、下請事業者の給付を受領してから60日以内に下請代金を支払っていなかった。

**3 下請代金の減額の禁止（下請法第4条第1項第3号）**

- 化学機械装置等の製造を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者と書面で合意することなく、下請代金を下請事業者の金融機関の口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。

**4 買ったたきの禁止（下請法第4条第1項第5号）**

- 自動車の修理を下請事業者に委託しているD社は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、下請事業者との価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。

**5 購入・利用強制の禁止（下請法第4条第1項第6号）**

- 電子部品製造装置等の製造を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者に対し、E社が指定した部品の購入を要請していたため、下請事業者が当該部品の購入を余儀なくされている事実が認められた。

**6 割引困難な手形の交付の禁止（下請法第4条第2項第2号）**

- 工作機械の設計を下請事業者に委託しているF社は、下請代金の支払につき、手形期間が60日を超える（90日又は120日）手形を交付している。

（注）実際に適用した法律を記載している。

## 措置件数の県ごとの内訳

別紙3

[単位：件]

年 度	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	中部地区合計
令和7年度	73	86	78	160	366	59	822
令和6年度	71	64	113	145	360	54	807
令和5年度	60	70	85	149	386	59	809

(注) 措置を採った委託事業者の本社所在地により区分している。